

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

～所得税の更正の請求書・修正申告書作成のための操作の手引き～

「1 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちの方」からの 更正の請求書・修正申告書作成編



既に提出した所得税の確定申告の申告額に誤りがあった場合で、納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合に提出する更正の請求書や申告をした税額等が実際より少なすぎた場合や還付される税金が多すぎた場合に、これらの金額を正しい額に訂正するために提出する修正申告書の作成の操作手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

更正の請求書・修正申告書作成編

1	作成開始	1
2	「所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー」画面	4
3	「確定申告書データ読込」画面	5
4	「読込内容の確認」画面	6
5	「生年月日等入力」画面	7
6	「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面	8
7	「追加訂正等項目の選択」画面	9
8	「更正の請求・修正申告額の入力」画面	10
8.1	「更正の請求・修正申告額の入力」画面について	10
8.2	更正の請求・修正申告額の入力方法について	11
8.3	更正の請求・修正申告額の入力の終了	13
9	「更正の請求・修正申告内容の見直し」画面	14
10	「更正請求内容・修正申告内容の確認」画面	15
11	「更正の請求をする理由等の入力」画面	17
12	「修正申告によって異動した事項の入力」画面	19
13	「財産債務調書の作成」画面	20
13.1	「財産債務調書」を作成する場合	20
13.2	「財産債務調書」の作成	21
14	「住所・氏名等入力」画面	22
15	「マイナンバーの入力」画面	23

更正の請求書・修正申告書作成編

1 作成開始

所得税の更正の請求書・修正申告書の作成開始までの操作手順を説明します。

- ① 「新規に更正の請求書・修正申告書を作成する」をクリックしてください。

(⇒次ページへ続く)

更正の請求書・修正申告書作成編

国税庁
令和5年分 更正の請求書・修正申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

税務署への提出方法の選択

[トップ画面](#) > [事前確認](#) > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税務署への提出方法を選択してください。

マイナンバーカードをお持ちの方

お持ちでない方

② スマートフォンを使用してe-Tax >

ICカードリーダライタを使用してe-Tax >

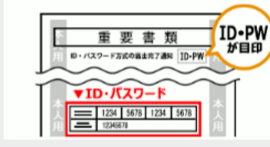
ID・パスワード方式でe-Tax >



マイナンバーカード
便利！
パソコンに表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法です。



ICカードリーダライタを使用します。



重要書類
ID・PWが目印
ID・パスワード
税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法。
「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要です。
申告書の控えと一緒に保管していないかご確認ください。

☐ 各提出方法を動画で確認する方はこちら
☐ スマートフォンの対応機種を確認する方はこちら

その他

② 印刷して提出 >

税理士の方が代理送信を行う場合はこちら >

- ② 税務署へ更正の請求書又は修正申告書を提出する際の提出方法を選択します。マイナンバーカードをお持ちの方は「スマートフォンを使用して e-Tax」ボタン又は「ICカードリーダライタを使用して e-Tax」ボタンを、マイナンバーカードをお持ちでない方は「ID・パスワード方式で e-Tax」ボタン又は「印刷して提出」ボタンをクリックします。

(⇒次ページへ続く)

更正の請求書・修正申告書作成編

国税庁
令和5年分

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問

よくある質問を検索

作成する更正の請求書・修正申告書の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

作成する更正の請求書・修正申告書の年分を選択してください。

③ ☒ 令和5年分 ☐ 令和4年分 ☐ 令和3年分 ☐ 令和2年分 ☐ 令和元年分

令和5年分の申告書等の作成

③ 所得税の更正の請求書・修正申告書 作成開始

決算書・収支内訳書（更正の請求・修正申告書） 作成開始

消費税の更正の請求書・修正申告書 作成開始

贈与税の更正の請求書・修正申告書 作成開始

トップ画面へ戻る

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

③ 令和元年分から令和5年分の5つのラジオボタンの中から、作成する更正の請求書・修正申告書の年分に応じてラジオボタンを選択し、「作成開始」ボタンをクリックしてください。

※ この操作の手引きでは、「令和5年分」の所得税の更正の請求書・修正申告書の「作成開始」を選択した場合の説明をしています。

更正の請求書・修正申告書作成編

2 「所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー [よくある質問](#) [ご利用ガイド](#)

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

更正の請求とは、納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合に提出できる場合があります。
修正申告とは、既に提出した確定申告書の申告額に誤りがあった場合で、申告をした税額等が実際より少なかったときに、これらの金額を正しい額に訂正するための手続です。
なお、画面の案内等に沿って該当の所得等を入力すると、最終的な税額等の計算結果から、更正の請求が修正申告かが判定され、その計算結果に適した帳票等が作成されます。

[→ 確定申告書データ、作成方法等について](#)

1 令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちの方

※ 更正の請求・修正申告前の金額等に確定申告書データを利用するため、入力項目を省略できます。

 r5.data

→ 確定申告書データ利用

2 令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちでない方

→ 作成開始

[お問い合わせ](#) | [個人情報保護方針](#) | [利用規約](#) | [推奨環境](#) Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

画面左のボタン「1 令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちの方」と記載されたボタンをクリックしてください。

3 「確定申告書データ読込」画面

- ① 「ファイルを選択」ボタンをクリックしてください。
- ② 「アップロードするファイルの選択」などのダイアログボックスが表示されますので、読み込んだ「確定申告書データ」（拡張子「.data」形式、事例では令和5年分所得税の確定申告書のデータ）を選択し、「開く」ボタンをクリックしてください。
- ③ ダイアログボックスが閉じ、「保存ファイル名：」欄に②で選択したファイル名が表示されていることを確認し、「保存データ読込」ボタンをクリックしてください。

4 「読込内容の確認」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問

検索

ご利用ガイド

読込内容の確認

「住所・氏名等の入力」画面や利用者識別番号の取得などこれまでの画面で入力等された住所・氏名等の情報と、読み込んだデータの住所・氏名等の情報を表示しています。

以下の内容をご確認ください。

誤って異なるデータを読み込んだ場合は、「<戻る」ボタンをクリックし、正しいデータを選択してください。

(これまでの画面で入力等された情報がない場合は、読み込んだデータの住所・氏名等の内容が表示されます。)

よろしければ、「次へ>」ボタンをクリックしてください。

項目	これまでの画面で入力等された情報	読み込んだデータの情報
年分	令和5年	令和5年
氏名(フリガナ)	コクセイ タロウ	コクセイ タロウ
氏名	国税 太郎	国税 太郎
生年月日	昭和25年3月2日	昭和25年3月2日
郵便番号	359-0042	359-0042
住所	埼玉県所沢市並木1-7	埼玉県所沢市並木1-7
提出方法	マイナンバーカード方式	マイナンバーカード方式
利用者識別番号	1111-1111-1111-1111	1111-1111-1111-1111

< 戻る

次へ>

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 読み込んだデータの内容を確認してください。

② 「次へ>」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

5 「生年月日等入力」画面

国税庁 更正の請求書・修正申告書 作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

生年月日等入力

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

申告される方の生年月日

※ 昭和 25 年 3 月 2 日

入力した生年月日は、更正の請求書・修正申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

作成する更正の請求書・修正申告書の提出方法

※ ☒ e-Taxにより税務署に提出する。

☐ 印刷して税務署に提出する。

申告内容に関する質問

質問	回答
① 税務署から青色申告の承認を受けていますか？ 青色申告とは、事業所得や不動産所得等を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告のことです。	☐ はい ☒ いいえ

② 前に戻る 次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

※ 利用者識別番号の取得や利用者識別番号から情報を検索した後に、続けて更正の請求書・修正申告書の作成を行っている場合は、提出方法及び生年月日が入力された状態で表示されます。
変更・訂正する場合や空欄の場合には、入力が必要です。

① 「税務署から青色申告の承認を受けていますか？」という質問に「はい」又は「いいえ」を選択してください。

※ 読み込んだデータが青色申告で作成されている場合は、あらかじめ「はい」が選択されています。

② 「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

6 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面

①

②

※ 読み込んだデータに誤りがある等でデータの内容を破棄し、更正の請求・修正申告の基となった確定申告書の内容を数字で直接入力する場合は、「表示内容のクリア」ボタンをクリックします。

その場合、入力方法が変更となりますので、操作の手引き『2 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちでない方』からの更正の請求書・修正申告書作成編』をご覧ください。

- ① P5「3 『確定申告書データ読込』画面」において読み込んだデータの氏名及び申告内容が表示されますので、読み込んだデータに誤りがないか確認してください。
- ② 「入力終了 (次へ) >」ボタンをクリックしてください。



「**?**」をクリックすると、その項目に関連する情報 (よくある質問) をご覧いただけます。

7 「追加訂正等項目の選択」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等 更正の請求・修正申告書の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告書の入力 更正の請求・修正申告書の入力

追加訂正等項目の選択

各欄の「ひらく」ボタンをクリックすると、所得や所得控除などの項目名が表示されます。追加訂正する項目を選択し、「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

※ 退職所得がある方は、既に源泉徴収されている場合であっても入力する必要があります。「退職所得」にチェックして入力してください。

※ 収入金額や所得金額など以下の項目に該当し、所得金額の合計や税額計算（例：「課税される所得金額」の計算）が誤っている場合は、申告した所得金額や所得控除などを以下の項目から選択し、次の画面で入力することで正しい金額で自動計算されます。

※ 以下の項目のうち選択できない項目は、更正の請求・修正申告書ができない又は更正の請求書・修正申告書作成コーナーでは計算できない項目です。

⇒ 収入金額や所得金額 **※** **とじる**

【総合課税の所得】

☐ 事業所得（営業等・農林） ☒ 不動産所得 ☐ 利子所得

☐ 配当所得 ☐ 給与所得 ☐ 雑所得（公的年金等）

☐ 雑所得（雑所得・その他） ☐ 譲渡所得（短期・長期） ☐ 一時所得

【分離課税の所得】

☐ 土地建物等の譲渡所得 ☐ 株式等の譲渡所得等

☐ 上場株式等に係る配当所得等 ☐ 先物取引に係る雑所得等

☐ 退職所得

⇒ 所得から差し引かれる金額（所得控除） **②** **ひらく**

⇒ 税金の計算（税額控除） **③** **ひらく**

⇒ その他（青色申告特別控除額など） **④** **ひらく**

⇒ **⑤** **入力終了（次へ）**

更正の請求・修正申告書とクリアする

※ 「更正の請求・修正申告書とクリアする」ボタンをクリックすると、次の画面において入力したデータすべてをクリアすることができます。

※ 作成を中断する場合は、上の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

お問い合せは | 個人用紙のダウンロード | 利用規約 | 関連リンク

「ひらく」をクリックすると下図が表示されます。

⇒ 所得から差し引かれる金額（所得控除） **※** **とじる**

☐ 基礎控除 ☒ 医療費控除 ☐ 社会保険料控除

☐ 小規模企業共済等掛金控除 ☐ 生命保険料控除

☐ 地震保険料控除 ☐ 寄附金控除 ☐ 寡婦・ひとり親控除

☐ 勤労学生控除 ☐ 扶養控除（16歳未満、申告される方以外の扶養親族も含む。）

☐ 配偶者（配偶者特別）控除 ☐ 障害者控除（本人） ☐ 障害者控除（配偶者）

☐ 障害者控除（扶養親族）

※ 基礎控除の額のみを修正する場合は、申告した所得金額や所得控除などの項目を選択し、次の画面で基礎控除以外の項目について入力することで、基礎控除額が正しい金額で自動計算されます。

「ひらく」をクリックすると下図が表示されます。

⇒ 税金の計算（税額控除） **※** **とじる**

☐ 投資税額等控除 ☐ （特定増改築等）住宅購入金等特別控除

☐ 政令等交付金等特別控除 ☐ 住宅耐震改修特別控除

☐ 住宅特定改修特別税額控除 ☐ 認定住宅新築等特別税額控除

☐ 災害減価額 ☐ 外国税額控除等

☐ 予定納税額

「ひらく」をクリックすると下図が表示されます。

⇒ その他（青色申告特別控除額など） **※** **とじる**

⇒ **④** **ひらく**

☐ 青色申告特別控除額 ☐ 専従者給与（控除）額の合計額

☐ 本年分て差し引く繰越損失額 ☐ 平均課税対象金額

☐ 変動・臨時所得金額

- ① 追加訂正等をする所得を選択してください。
- ② 追加訂正等をする所得控除がある場合、「ひらく」ボタンをクリックすると所得控除の種類が表示されますので、追加訂正等をする所得控除を選択してください。
- ③ 追加訂正等をする税額控除がある場合、「ひらく」ボタンをクリックすると税額控除の種類が表示されますので、追加訂正等をする税額控除を選択してください。
- ④ 追加訂正等をするその他の項目（例：青色申告特別控除額）がある場合、「ひらく」ボタンをクリックすると選択肢が表示されますので、追加訂正等をするその他の項目を選択してください。
- ⑤ 追加訂正等項目の選択終了後、「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

※ 読み込んだ「確定申告書データ」の内容によっては、追加訂正等ができないものがあります。

その場合、グレーで表示され選択できないようになっています。

更正の請求書・修正申告書作成編

8 「更正の請求・修正申告額の入力」画面

8.1 「更正の請求・修正申告額の入力」画面について

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

更正の請求・修正申告額の入力

この画面から更正の請求・修正申告後の金額を入力します。
「更正の請求・修正申告後の金額」には、「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力した内容を表示しています。
訂正する項目の名称をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。
なお、更正の請求が修正申告において訂正を必要としない場合は、更正の請求・修正申告前の内容を入力してください。
入力が必要な項目全ての「入力確認」欄が、「入力済み」か「更新あり」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。
項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

【収入金額や所得金額】（総合課税）

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
① 不動産所得			
収入金額	円		円
所得金額	円		円
土地等の取得に要した負債の利息の額	円		円
② 給与所得			
収入金額	7,140,000円	入力済み	7,140,000円
所得金額	5,326,000円	入力済み	5,326,000円
合計	5,326,000円		5,326,000円

【所得から差し引かれる金額】（所得控除）

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
社会保険料控除	911,504円	入力済み	911,504円
地震保険料控除	21,000円	入力済み	21,000円
配偶者控除	380,000円	入力済み	380,000円
配偶者特別控除	0円	入力済み	0円
扶養控除	380,000円	入力済み	380,000円
基礎控除	480,000円		480,000円
(社会保険料控除)から(基礎控除)までの計	2,172,504円		2,172,504円
医療費控除	円		円
所得から差し引かれる金額の合計額	2,172,504円		2,172,504円

【税金の計算】（税額控除）

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
納める税金	32,600円		32,600円
	円		円

追加訂正等項目を再選択する

訂正等項目を再選択するボタンをクリックする
る」ボタンとは異なり、入力した金額等を保持し、
った上で「追加訂正等項目の選択」画面に戻ります

※ 「< 戻る」ボタンをクリックすると、P9「7 『追加訂正等項目の選択』画面」に戻りますので、追加・訂正する項目を再選択することができます。
なお、削除する場合は、この画面で入力した全ての項目について削除されますのでご注意ください。

請求額・申告額を計算する >

入力データの一時保存 (作成を中断する場合)

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① P9「7 『追加訂正等項目の選択』画面」で選択した項目が表示され、「入力確認」欄が空欄となっています。

② P8「6 『更正の請求・修正申告前の課税額の入力』画面」の①において金額が表示されている項目については、P9「7 『追加訂正等項目の選択』画面」で選択していない場合であっても表示され、「入力確認」欄が「入力済み」となっています。

更正の請求書・修正申告書作成編

8.2 更正の請求・修正申告額の入力方法について

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

更正の請求・修正申告額の入力

この画面から**更正の請求・修正申告後の金額**を入力します。
「更正の請求・修正申告後の金額」には、「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力した内容を表示しています。
訂正等する項目の名称をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。
なお、更正の請求が修正申告において訂正をする必要がない場合は、更正の請求・修正申告前の内容を入力してください。
入力が必要な項目全ての「入力確認」欄が、「入力済み」か「更新あり」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。
項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

【収入金額や所得金額】（総合課税）

項目			更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
① 不動産所得	区分1	収入金額		円	
	区分2	所得金額		円	
		土地等の取得に要した負債の利子の額		円	
給与所得	区分	収入金額	7,140,000円	入力済み	7,140,000円
	区分	所得金額	5,326,000円		5,326,000円



令和5年分 所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー マイナンバーカード

よくある質問 よくある質問の検索 検索

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

不動産所得の入力

収支内訳書から次の項目を入力してください。

⚠ 収入金額等を入力した場合は、備え付けている帳簿の種類を選択してください。
→[帳簿の種類についてはこちら](#)

②

収入金額	所得金額
円	円

帳簿の種類を選択してください。

☐ 不動産所得の金額が赤字の方（黒字の場合入力不要です。）

「土地等取得のために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した方は、右の金額欄に当該金額を入力してください。 円

「被災事業用資産の損失」がある方は右のボタンをクリックして入力してください。 →[被災事業用資産の損失の詳細はこちら](#)

☐ 国外の中古建物から生じる不動産所得の金額が赤字の方（黒字の場合入力不要です。）

国外中古建物の減価償却費のうち、不動産所得の損失金額から減算することとなった金額がある場合は、右の金額欄に当該金額を入力してください。 →[不動産所得の損失金額から減算する国外中古建物の償却費とは](#) 円

入力内容をクリア < 戻る ③ 入力終了(次へ) >

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「入力確認」欄が空欄となっている項目のリンク文字（事例では「不動産所得」）をクリックし、更正の請求・修正申告の内容を入力してください。

(⇒次ページへ続く)

- ② 入力画面（事例では「不動産所得」の入力画面）が表示されます。

P9「7 『追加訂正等項目の選択』画面」で、確定申告時に申告していない項目を追加で選択した場合は入力欄が空欄となっていますので、金額を入力してください。

確定申告時に申告している項目を選択した場合は、確定申告時の金額があらかじめ表示されていますので、その金額を訂正してください。

- ③ 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

8.3 更正の請求・修正申告額の入力の終了

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

更正の請求・修正申告額の入力

この画面から更正の請求・修正申告後の金額を入力します。

「更正の請求・修正申告後の金額」には、「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力した内容を表示しています。

訂正等する項目の名称をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。

なお、更正の請求が修正申告において訂正をする必要がない場合は、更正の請求・修正申告前の内容を入力してください。

入力が必要な項目全ての「入力確認」欄が、「入力済み」か「更新あり」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。

項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

①

項目					更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
不動産所得	区分1	区分2	1	収入金額	1,000,000円		
				所得金額	500,000円	入力済み	
				土地等の取得に要した負債の利子の額			
給与所得	区分			収入金額	7,140,000円	入力済み	7,140,000円
	区分			所得金額	5,326,000円		5,326,000円
合計					5,826,000円		5,326,000円

【所得から差し引かれる金額】(所得控除)

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
社会保険料控除	911,504円	入力済み	911,504円
地震保険料控除	21,000円	入力済み	21,000円
配偶者控除	380,000円	入力済み	380,000円
配偶者特別控除	0円	入力済み	0円
扶養控除	380,000円	入力済み	380,000円
基礎控除	480,000円		480,000円
(社会保険料控除)から(基礎控除)までの計	2,172,504円		2,172,504円
医療費控除	500,000円	入力済み	
所得から差し引かれる金額の合計額	2,672,504円		2,172,504円

【税金の計算】(税額控除)

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
納める税金	32,600円		32,600円
還付される税金			

追加訂正等項目を再選択する

※「追加訂正等項目を再選択する」ボタンをクリックすると、「戻る」ボタンとは異なり、入力した金額等を保持し、計算を行った上で「追加訂正等項目の選択」画面に戻ります。

②

請求額・申告額を計算する

入力データの一時保存 (作成を中断する場合)

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時的保存 (作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 項目がリンク文字となっていない「合計」、「納める税金」及び「還付される税金」以外の項目の「入力確認」欄が全て「入力済み」又は「更新あり」になっていることを確認してください。

なお、「入力済み」又は「更新あり」となっている項目のリンク文字をクリックすることで、入力画面を表示して金額を訂正することができます。

② 「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

9 「更正の請求・修正申告内容の見直し」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 →
 事前準備 →
 申告書の作成 →
 申告書の送信・印刷 →
 終了

更正・修正
トップ |
 生年月日
入力 |
 更正の請求・修正申告
書の記載内容の入力 |
 追加訂正等
項目の選択 |
 更正の請求・修正申告書の入力 |
 更正の請求・修正申告書の内容の入力 |
 住所・氏名
等入力

更正の請求・修正申告内容の見直し

「エラー内容等」欄を確認していただき、エラー等で訂正が必要な項目がある場合は、訂正する項目の名称をクリックして、表示される画面で更正の請求、修正申告後の金額に訂正してください。
金での訂正が完了しましたら、「確定額・申請額を計算する」とボタンをクリックしてください。
項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

【収入金額や所得金額】（総合税控）

項目				更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	エラー内容等	(参考) 更正の請求・修正申告後の金額
※	不動産所得	区分1	区分2	収入金額	30,100,000円		
			1	所得金額	30,100,000円	入力済み	
				地等の取得に費した食料の料金の計上			
※	雑所得	区分1		収入金額	7,140,000円	入力済み	7,140,000円
		区分2		所得金額	5,326,000円		5,326,000円
				合計	35,416,000円		35,416,000円

【所得から差し引かれる金額】（所得控除）

項目				更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	エラー内容等	(参考) 更正の請求・修正申告後の金額
※	社会保険料控除			911,504円	入力済み		911,504円
	住民税非課税控除			21,000円	入力済み		21,000円
	区分1	区分2	配偶者控除	0円	入力済み		380,000円
※	配偶者控除			0円	入力済み		0円
	扶養控除			380,000円	入力済み		380,000円
	基礎控除			0円			480,000円
※	(社会保険料控除から基礎控除)までの計			1,312,504円			2,172,504円
	医療費控除			500,000円	入力済み		
	所得から差し引かれる金額の合計額			1,812,504円			2,172,504円

【税金の計算】（税額控除）

項目				更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	エラー内容等	(参考) 更正の請求・修正申告後の金額
※	(特定増減調整等)(住宅借入金等特別控除)				エラー	控除の適用要件に該当しませんが(合計所得金額3,000万円超)(STE331)詳しくはこちら	100,000円
	納める税金			10,679,000円			
	還付される税金						70,000円

【その他】

項目				更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	エラー内容等	(参考) 更正の請求・修正申告後の金額
※	未交付で発生した繰越損失額			10,000円	入力済み		10,000円

追加訂正項目を再選択する

※ 「追加訂正等項目を再選択する」ボタンをクリックすると、「戻る」ボタンとは異なり、入力した金額等を保持し、計算を行った上で「追加訂正等項目の選択」画面に戻ります。

<
2
確定額・申告額を計算する

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時的保存
(作成を中断する場合)

お問い合わせ先 | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 運営制度

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- 「エラー」の場合は次のように表示されます。
このままでは先に進めませんので、エラー内容等を確認し、訂正入力をしてください。

入力確認	エラー内容等
 エラー	控除の適用要件に該当 しません（合計所得金 額3,000万円超） （STE331） 詳しくはこちら

- 「確認」の場合は、次のように表示されます。エラー内容等を確認し、誤りがなければそのまま先へ進んでください。

入力確認	エラー内容等
 確認	所得金額を修正することにより控除額が変わる可能性があります。 (5TW220) 詳しくはこちら

- ① 「入力確認」欄及び「エラー内容等」欄にエラー等の表示がないかを確認してください。

- 「入力確認」欄に「エラー」と表示されている場合は、訂正しないと先へ進めませんので、内容を確認し、訂正してください。

※ 訂正する項目のリンク文字をクリックすると画面が表示されますので、表示された金額等を訂正します。

- 「入力確認」欄に「確認」と表示されている場合は、内容を確認し、訂正が必要な場合には入力してください。

- ② 「エラー内容等」を確認・訂正後、「請求額・申告額を計算する＞」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

10 「更正請求内容・修正申告内容の確認」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等 入力 更正の請求・修正申告 前の課税額の入力 追加訂正等 項目の選択 更正の請求・修正 申告額の入力 更正の請求・修正申 告の内容入力 住所・氏名 等入力

更正請求内容・修正申告内容の確認

① 入力内容から自動計算した結果【更正の請求書】を作成します。
更正の請求により還付を請求する税額(減少する税額)は、
222,300円です。

(注) 税務署における調査(審査)の結果、金額が異なる場合があります。

入力内容の訂正は次のとおりです。
入力に誤りがない場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。
入力内容を訂正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして訂正してください。

【収入金額や所得金額】(総合課税)

項目	区分1	区分2	1	収入金額	所得金額
不動産所得					
給与所得					
雑所得金額					

【所得から差し引かれる金額】(所得控除)

項目	区分1	区分2	1	2	3
社会保険料控除					
地震保険料控除					
配偶者控除					
配偶者特別控除					
扶養控除					
基礎控除					
(社会保険料控除)から(基礎控除)までの計					
医療費控除					
所得から差し引かれる金額の合計額					

【税金の計算】(税額控除)

項目	更正の請求・修正申告前の金額	更正の請求・修正申告後の金額	差引金額
税額控除を差し引く前の所得税額	217,800	0	-217,800
再差引所得税額(基準所得税額)	217,800	0	-217,800
復興特別所得税額	4,573	0	-4,573
源泉徴収税額	189,700	189,700	0
申告納税額	32,600	-189,700	-222,300
納める税金	32,600		-32,600
還付される税金		189,700	189,700

【その他】

項目	更正の請求・修正申告前の金額	更正の請求・修正申告後の金額	差引金額
公的年金等以外の合計所得金額	5,326,000	35,426,000	30,100,000

更正の請求により還付を請求する税額や修正申告により新たに納付すべき税額が表示されます。
入力内容に誤りがなく、更正の請求・修正申告後の納付すべき税額が更正の請求・修正申告前の納付すべき税額と同じ場合には、更正の請求や修正申告の必要がないと思われるので、次の文言が表示されます。

更正請求内容・修正申告内容の確認

入力に誤りがない場合は、更正の請求又は修正申告の必要がないと思われます。
更正の請求又は修正申告の詳細は、所轄の税務署にお問い合わせください。

更正の請求・修正申告後の納付すべき税額が、更正の請求・修正申告前の納付すべき税額と同じ場合などで、更正の請求や修正申告の必要がないと思われるときは、「入力終了(次へ)」ボタンではなく、「作成を終了する」ボタンが表示されます。
クリックすると確定申告書等作成コーナートップ画面へ戻ります。

② ページを印刷

戻る 入力終了(次へ)>

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 更正の請求や修正申告により新たに還付される又は納付すべき税額が表示されていますので確認してください。

※ 訂正する項目がある場合には、「戻る」ボタンをクリックするとP10「8 『更正の請求・修正申告額の入力』画面」に戻りますので、訂正する項目のリンク文字をクリックし、画面を表示して訂正してください。(⇒次ページへ続く)

- ② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

入力した内容が更正の請求の場合は P17「11 『更正の請求をする理由等の入力』画面」へ、修正申告の場合は P19「12 『修正申告によって異動した事項の入力』画面」へ進みます。

11 「更正の請求をする理由等の入力」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問

検索

ご利用ガイド

トップ画面

事前準備

申告書等の作成

申告書等の送信・印刷

終了

更正・修正トップ

生年月日等入力

更正の請求・修正申告書の課税額の入力

追加訂正等項目の選択

更正の請求・修正申告額の入力

更正の請求をする理由等の入力

住所・氏名等入力

更正の請求をする理由等の入力

以下の内容を入力してください。

入力終了したら、画面下の「入力終了（次へ）」をクリックしてください。

更正の請求をする理由等の入力

○ 請求の目的となった申告又は処分の種類
【必須】

確定申告

○ 申告書を提出した日、処分の通知を受けた日
【必須】

令和6年2月7日

○ 更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等
【必須】
(各欄全角40文字以内、合計全角80文字以内)

更正の請求をする理由、事情の詳細等について、以下に入力してください。

→入力例はこちら

医療費控除漏れ 20万円

○ 添付した書類
(全角40文字以内)
【任意】

更正の請求の理由が、
①一定期間の取引に関する事実に基づくものである場合は、その取引の記録等に基づき請求の理由の基礎となる
事実を証明する書類を
②①以外のものである場合には請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を
添付してください。
また、添付した書類については、以下に入力してください。
なお、提出が必要な書類等については、別途郵送等により所轄の税務署に提出してください。

→入力例はこちら

医療費の領収書

控除対象扶養親族の人数の入力 【該当ある場合は必須】

更正の請求前と更正の請求における控除対象扶養親族の人数を入力してください。
なお、今までの入力内容から人数が判定できる箇所は、自動で人数を判定していますので、
入力することができません。訂正等が必要な場合は、「戻る」ボタンにて該当の画面まで戻っていただき、
内容の訂正等をしてください。

控除対象扶養親族の人数（更正の請求前）

1人

控除対象扶養親族の人数（更正の請求後）

1人

通知方法の選択

この更正の請求書に通知等（更正通知書等）がある場合、書面に代えてe-Taxで通知を受け取ることができます。
e-Taxで受け取ることで、書面での保存が不要となり管理が楽になるなどのメリットがあります。
e-Taxで受け取りを希望しますか？

更正通知書等

国税還付金振込通知書

※ 通知書がe-Taxのメッセージボックスに格納された場合、e-Taxにご登録いただいているメールアドレスへお知らせします。マイナン
バーカード等でe-Taxにログインして通知書を確認してください。

通知書の確認方法ははこちら

※ e-Taxでの通知ができない場合には、書面で通知書が送付されます。

< 戻る

入力終了(次へ)>

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 更正の請求をする理由、事情の詳細等を入力してください。

(⇒次ページへ続く)

17

- ② この項目は、提出方法の選択（P 2 「1 作成開始」の②）において、マイナンバーカードをお持ちの方で「スマートフォンを使用して e-Tax」及び「IC カードリーダーライターを使用して e-Tax」を選択した場合のみ表示されます。

更正の請求書を提出した後に、税務署で審査の上、後日、通知される審査結果について、書面による通知に代えて、e-Tax による通知を希望される場合は、「更正通知書等」にチェックをしてください。

また、国税還付金振込通知書について、ハガキによる通知に代えて、e-Tax による通知を希望される場合は、「国税還付金振込通知書」にチェックをしてください。

なお、e-Tax により受け取る通知書は、e-Tax の受付システムにログインして確認することができます。

- ③ 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックします。

12 「修正申告によって異動した事項の入力」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等 更正の請求・修正申告書の選択 追加訂正等 更正の請求・修正申告書の入力 修正申告によって異動した事項の入力 住所・氏名等入力

修正申告によって異動した事項の入力

以下の内容を入力してください。
入力が終了したら、画面下の「入力終了（次へ）」をクリックしてください。

○ 修正申告によって異動した事項の入力
→入力例はこちら

修正申告によって異動した事項
(各欄金角50文字以内、合計金角100文字以内)

修正申告によって異動した事項について、以下に入力してください。

給与所得額(株式会社A(〇〇市〇〇区××-××、収入1,235,000円、源泉32,500円)に
関する給与の計上が漏れていたため。)

< 入力終了(次へ)>

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 迷惑メール | Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 修正申告によって異動した事項に関する異動の理由等を入力してください。
- ② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックします。

13 「財産債務調書の作成」画面

13.1 「財産債務調書」を作成する場合

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告書の課税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求をする理由等の入力 住所・氏名等入力

財産債務調書の作成

財産債務調書について

令和5年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、令和5年12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有する方は、令和6年7月1日（月）までに、財産債務調書を提出する必要があります。

提出義務者に該当する方は、チェックをしてください。

なお、すでに財産債務調書を提出された方で、今回の更正の請求により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、財産債務調書の提出は不要ですので、チェックを付けずに「入力終了（次へ）」をクリックしてください。

☒ 12月31日において合計額が3億円以上の財産又は合計額が1億円以上の有価証券等を保有している。

財産債務調書を作成される方は「財産債務調書を作成する」ボタンをクリックしてください。

財産債務調書を作成する ※上記に該当する方でも後で作成する場合は、「入力終了（次へ）」をクリックしてください。

< 戻る **入力終了（次へ）>** ※

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存（作成を中断する場合）

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

財産債務調書の提出基準に該当する場合は、チェックボックスをチェックし、「財産債務調書を作成する」ボタンをクリックし、P21「13.2 『財産債務調書』の作成」へ進みます。

※ 「財産債務調書」を手書きなどで別途作成される場合や、既に提出されている場合等は「入力終了（次へ）」ボタンをクリックし、P22「14 『住所・氏名等入力』画面」へ進みます。

14 「住所・氏名等入力」画面

① 郵便番号を入力し、「郵便番号から住所入力」ボタンをクリックすると、住所及び税務署名が自動で入力されます。

郵便番号から住所入力

② 郵便番号から住所が入力できなかった場合は、都道府県及び市区町村をプルダウンで選択してください。

住所の続きを入力します。

申告する年分の翌年1月1日における住所について選択します。

氏名などを入力します。

提出先税務署を選択します。
※ 郵便番号から住所を検索した場合などは、自動で表示されます（一部を除く）。

「ご自身が世帯主」ボタンをクリックすると、「氏名」欄の名前をコピーして「世帯主の氏名」欄に表示し、「世帯主からみた続柄」欄に「本人」と表示します。

ご自身が世帯主

② 次へ進む

① 住所・氏名等を入力してください。

【必須】と表示されている項目は、必ず入力してください。

なお、事前に住所・氏名等を入力、情報検索されている場合は、あらかじめ表示されている項目があります。

② 「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

15 「マイナンバーの入力」画面

国税庁 令和5年分 所得税 マイナンバーカード 更正の請求書・修正申告書 作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

マイナンバーの入力

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

マイナンバーがお分かりにならない場合は、「次へ進む」をクリックし、表示されるメッセージをご確認ください。

	氏名	続柄	生年月日	マイナンバー（半角数字12桁）	入力値を表示する
1	国税 太郎	本人	昭和25年3月2日		☐

作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する

前に戻る **次へ進む**

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

表示されている方のマイナンバーを入力し、入力が終了したら、「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

この画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。